民訴２９－４１　肢オ

第１．肢の結論

誤っている

第２．一部請求と相殺の関係

１．問題の所在

裁判所は，特定の金銭債権の一部を請求する訴訟において，相殺の抗弁（１１４条２項）に理由があると判断した。その場合，いかなる判決を行うべきか，一部請求と相殺の関係が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

一部請求された額ではなく，一部の前の全額を基準に，控除して，判決を行うべきである（外側基準)。したがって，請求額から自働債権の額を控除した残存額の限度（内側基準）で請求を認容する判決をしなければならないわけではない。よって，誤り。

（２）理由

まず，一部請求は，明示されたら適法である。そして，実際に，請求された一部のみが訴訟物となる。請求の特定を当事者の権能とする処分権主義が根拠である。また，明示について，被告の反訴の利益を考慮する必要があるためである。そして，相殺の抗弁が認められた以上，審判の対象は，訴訟物であるから，請求された一部を基礎として，裁判所は請求の認容を行うべきとも思える（いわゆる内側基準)。

しかし，不当である。原告が一部請求をしたのは，予め反対債権の存在を予見している場合が考えられる。争いがなければ，その分の金額を見越して訴額を安くして，請求を行っていることがある。相殺が認められた際に，訴訟物を基準に，控除されると，請求者の意思が害される。内側基準となると，一回解決を図るには，全額請求を行う必要がでてきてしまう。このようなことは，当事者（原告）の請求の自由を奪うことになり問題である。

したがって，原告を保護する必要がある。原則，訴訟物を基準に，裁判所が判断するのは，その範囲で，審理（手続保障）があるからである。手続保障がない部分について，裁判所が，判断することは，当事者に不意打ちになり正当性を欠く結果になる。

一部請求の場合は，訴訟物でない「外側」の部分についても，実質的に審理がなされている。したがって，当事者に手続保障が十分図れている以上，裁判所が，例外的判断することも，許容される。よって，結論通り，裁判所は，外側の請求額を基準に自働債権を控除できる。

以上